

○財務省告示第三百十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年九月三十日

財務大臣 安住 淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	一・九トン
四	一〇、三六六トン
五	五一七トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
一七〇トン	五六六トン	七、七二二トン	五〇、六三〇トン	四、一七二トン	八三トン	三一六、三〇二トン	六二二、二二七トン	二、八七二、六九〇トン	三五、六八五トン	一一、〇七一トン	一、七六四トン	一七、三二二トン	一八・七トン	二四・八トン	九トン

二九		二〇七トン
二八		一トン
二七		四、八六二トン
二六		一、六九五トン
二五		〇トン
二四		一七トン
二三		一、六九二トン
二二		二九八トン
二一		一三、一八二トン